

## 熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付要項

○事業名	熊谷市空き店舗等活用支援事業
○空き店舗の定義	熊谷市立地適正化計画における都市機能誘導区域内または都市計画法に基づく熊谷市内の商業地域若しくは近隣商業地域に所在し、6ヶ月以上使用されていない空き店舗、空き家等であり、新たな活用により、近隣店舗ににぎわいの相乗効果が見込めるもの。また、路面店及び居住用用途でない建物内における2階以下の建物内店舗。大型商業施設等のテナント型店舗でないもの。
○申込対象者	<p>新たに商業等を営もうとする者又は既に商業等を営む者のうち、空き店舗等に出店しようとする者で、補助金申請日までの3ヶ月以内に開業（営業を開始）した者、市長が実施する事業等に協力できる者、熊谷市中小企業振興条例を理解して事業活動できる者、かつ次の(1)～(4)を満たす者とする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 1週間あたり4日以上昼間の営業ができる者</li><li>(2) 市税等を滞納していない者</li><li>(3) 「まち元気」熊谷市商品券発行事業実施要綱等に基づく地域経済の活性化施策の取扱登録店になろうとする意欲がある者</li><li>(4) 商店街等の会員になろうとする意欲がある者</li></ol> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外する。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める「風俗営業」を行おうとする者</li><li>(2) 熊谷市内において、店舗を移転したことにより、移転前の店舗を空き店舗とした者</li><li>(3) この要綱の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者</li><li>(4) 空き店舗等の所有者、当該所有者の生計同一者若しくは2親等以内の親族又はこれらの者が所属する法人</li><li>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者</li><li>(6) 開業に際して法律に基づく必要な資格を有しない者</li><li>(7) その他市長が不適切と認める営業を行う者</li></ol>
○補助対象事業	事業者が行う小売業、飲食業、サービス業又は地域コミュニティ醸成に寄与する事業、地域活性化に資すると市長が認める事業とし、原則3年以上継続して 営業、運営ができるもの。にぎわいの相乗効果を高める根拠や、目標を持っているもの。
○申込方法	所定の用紙等にご記入の上、必要書類を添えて、旧・熊谷市の空き店舗については熊谷商工会議所、旧・妻沼町、江南町の空き店舗については、くまがや市商工会へ申し込むこと。

- (1)熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
- (2)事業計画書(資金計画・事業スケジュール等)
- (3)物件情報(物件の概要、間取り図、地図等の資料)
- (4)賃貸借契約書の写し
- (5)市税(法人市民税)等の納税証明書又は領収書の写し又は非課税証明書
- (6)法律に基づく資格を有することの証明書・登録書等又はその写し(法律に基づく資格を活かして事業を行う場合)
- (7)履歴事項全部証明書又は商業登記簿謄本(法人の場合)
- (8)直近の決算書(法人の場合)
- (9)住民票(個人の場合)
- (10)近の確定申告書及び決算書(事業を営んでいる個人の場合)
- (11)歴書及び職務経歴書(事業を営んでいない個人の場合)
- (12)その他必要な書類

- 採択基準  
申込順に熊谷商工会議所又はくまがや市商工会において審査会を開催し、推薦書を受け市が諾否を決定する。  
審査会の結果については、原則非公表とする。
- 申込期間  
申込の受付は、当該年度12月末日までとする。
- 補助金額  
1事業あたり、事業開始年度内の補助対象経費のうち、50万円又は実際に要した費用(1千円未満切捨)のいずれか少ない額を限度とする。
- 補助対象経費  
内外装・設備工事費及び開業費(不動産契約費用・開業月までの賃借料・開業に伴う仕入れ等)
- 実績報告  
申請事業が採択され、熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)を受けた者は、所定の用紙等にご記入の上、必要書類を添えて熊谷商工会議所又はくまがや市商工会へ申し出ること。  
(1)熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金実績報告書(様式第3号)  
(2)事業報告書(確定資金計画)  
(3)領収書の写し(補助対象分)  
(4)その他必要な書類
- 補助金交付  
①実績報告書(様式第3号)等を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金確定通知書(様式第4号)により補助事業者に対し通知する。  
②熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金確定通知書を受けた者は、速やかに熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金請求書(様式第5号)を熊谷商工会議所又はくまがや市商工会へ提出する。  
③熊谷市空き店舗等活用支援事業費補助金請求書(様式第5号)を受理した後、指定された口座へ補助金の振込を行う。
- 補助金返還  
やむを得ず補助金交付後1年以上継続して営業又は運営することが困難となった場合は、補助金額の5割相当額を返還する。